

入札参加業者 各位

福岡県

東日本大震災を踏まえた公共工事における地場企業への支援について

東日本大震災の影響で、県内においても建設資材の種類によっては調達が困難になり、価格が高騰しています。

県では、資材調達の不安などによる競争入札への参加不安の解消を目的として、下記の対策を平成23年6月1日から講じることとしました。

これらの対策により、地場建設業者の皆様への震災の影響を軽減することで、「元気を西から」を合い言葉として、活発な経済活動を支援していきます。

記

1 工期に対する柔軟な対応

(1) 契約期間延長の要件緩和

施工中の工事において、震災の影響により建設資材が調達困難になり施工が遅滞する場合には、「その他請負者の責に帰すことができない事由」として取り扱い、履行遅滞の場合における損害金の請求は行わないこととし工期を延長することで対応します。

(2) 余裕工期の活用（資材調達期間への配慮）

震災の影響により入手困難となっている建設資材等の調達期間を余裕工期として標準工期に加えて設定します。

2 資材価格高騰に対する柔軟な対応

(1) 主要資材の実勢価格に即した単価改定（発注前対応）

高騰する主要資材については、市場の状況を見極め、通常行っている設計単価の改定に加え臨時の改定を行うこととします。

(2) 単品スライド条項の活用（契約後対応）

契約後、資材や燃料等の価格が高騰した場合には、単品スライド条項（※）を活用し、より適切な請負契約金額とします。

（※）単品スライド条項

… 請負契約後、特定の資材価格が急激に変動し、請負代金が不相当となったときに請負代金額の変更を請求できる規定（契約書第25条第5項）

3 迅速な工事代金支払いのための環境整備

(1) 迅速な工事代金の支払い

工事代金の支払いについて、原則、支払いに必要な関係書類の確認ができた日から2週間以内の迅速な対応を行います。

(2) 中間前金払制度の活用

簡便な手続きにより工事代金の支払いが可能となる中間前金払制度の活用を促進します。

(3) 部分払いの弾力的運用

従来、建設主体工事については1ヶ月に1回、その他の工事については2ヶ月に1回としていた工事の進捗に応じた部分払いを、その他の工事についても1ヶ月に1回可能とします。